令和7年9月30日

会　員　のみなさま

綾部商工会議所
会頭　材木　正己
（公印省略）

令和7年度　商工優良従業員表彰推薦について

拝啓　仲秋の候　貴台にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、会員事業所の福利の増進と優良従業員の育成のために毎年、商工優良従業員表彰を実施しております。今年度は12月2日（火）に表彰式の開催を計画しています。

つきましては、別添の表彰要項・推薦書により、貴社の該当者を10月16日（木）までにご推薦頂きますようご案内申し上げます。

また、事業所負担金につきましては、審査の上、表彰決定のご通知とともにお知らせ致します。なお、入金につきましては、その通知後にお願い申し上げます。

敬具

令和7年度　商工優良従業員表彰式のご案内
日　時　令和7年12月2日（火）午後5時30分～午後7時30分
場　所　I・Tビル　2階ホール
内　容　表彰式、記念撮影、会食

※表彰対象者の方につきましてはご出席のご配慮を賜りますようお願いします。
‥後日ご出席者の皆様には改めてご案内申し上げます。

令和7年度　商工優良従業員表彰要項

1. 被表彰資格

綾部商工会議所会員である商工業事業所の従業員であって、下記の各号に該当するもの。

① 勤続30年以上その職務に精励、業務の向上発展に功績のある者
② 勤続25年以上その職務に精励、業務の向上発展に功績のある者
③ 勤続20年以上その職務に精励、業務の向上発展に功績のある者
④ 勤続15年以上その職務に精励、業務の向上発展に功績のある者
⑤ 勤続10年以上その職務に精励、業務の向上発展に功績のある者
⑥ 勤続　5年以上にして温厚、篤実、責任感旺盛で他の従業員の模範の者
⑦ 刑法上その他刑罰に処せられたことのない者、但し、審査会で特に認めた者についてこの限りではない。
⑧ 前回までに表彰を受けた者でも上位の基準に達したものは表彰を受けることができる。

（注）　但し、30年以上については、10年毎にする。

各項の勤続年数の計算は、令和7年9月1日現在で算出する。

2.推薦方法

雇用主より別紙推薦書を提出すること。

3.推薦書提出先及び期日

提出先　**綾部商工会議所**

期　日　**令和7年10月16日（木）**

（諸準備の都合上、出来る限り期日内にお願い致します。）

（※郵送、もしくはFAX（０７７３－４２－２７７７）にて推薦書をご提出下さい。尚、期日を遅れる場合には、事前にご一報いただきますようお願い申し上げます。）

4. 審査方法

別添推薦書に基づき、表彰審査委員会に於いて審査の上決定する。

→裏面へ続く

５．表彰方法

表彰は、表彰状並びに記念品を授与する。

① 勤続5年・10年・15年の被表彰者に対しては、綾部商工会議所会頭表彰とする。

② 勤続20年・25年の被表彰者に対しては、綾部市長表彰とする。

③ 勤続30年以上については、日本商工会議所会頭、綾部商工会議所会頭の連名表彰とする。

6.経費負担

被表彰者1名につき、事業所負担をお願い致します。

・50年以上表彰該当者	13，400円
・40年以上表彰該当者	12，100円
・30年以上表彰該当者	10，900円
・25年以上表彰該当者	9，700円
・20年以上表彰該当者	8，500円
・15年以上表彰該当者	7，300円
・10年以上表彰該当者	6，100円
・ 5年以上表彰該当者	4，900円

※昨今の物価高騰の影響を受け、今年度より事業所負担額を見直すこととなりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※事業主等の方にも、ご出席頂く事をお願い致しております。ご協力をお願いいたします。